資料 4

漢字の字体・字形に関するこれまでの施策等について

- 1 当用漢字表以前の字体・字形に関する検討等
 - ① 漢字整理案 (大正8・12・25 文部省普通学務部国語調査室)

尋常小学校の各種教科書に用いられている漢字2,600余字の字形を整理。

- ② 常用漢字表(大正12・5・9 臨時国語調査会)漢字制限の立場から、154字の簡易字体を含む1,962字を掲出。
- ③ 字体整理案 (大正15・7・7 臨時国語調査会) 上記②の常用漢字のうち1,020字について字体の整理を行ったもの。
- ④ 常用漢字表 (昭和6・5・8 臨時国語調査会) 上記②から147字を削り、45字を加えて、計1,858字に修正したもの。
- ⑤ 文部省活字(昭和10「尋常小学国語読本」4期本5巻から使用 文部省) 国定教科書で使用するため、文部省が作成した3,398字の楷書体活字。
- ⑥ 漢字字体整理案(昭和13・7・14 臨時国語調査会)上記④の常用漢字1,858字について、字体を整理したもの。
- ⑦ 標準漢字表 (昭和17・6・17 国語審議会) 各官庁及び一般社会で使用する漢字の標準として2,528字を示したもの。常用 漢字 (1,134字), 準常用漢字 (1,320字), 特別漢字 (74字) の3種に分類。
- ⑧ 常用漢字表案(昭和21・4・27 国語審議会総会提出)

上記⑥の常用漢字1,134字から88字を削り,249字を加えて,計1,295字から成る漢字表案。議決に至らず,検討を継続。

- 2 当用漢字表*(昭和21・11・16 内閣告示・訓令)
 - (1) 「法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲を示したもの」として1,850字を掲げた漢字表。
 - (2) 1,850字のうち,131字を「現在慣用されているものの中から」採用した簡易字体で示したが、その後も字体についての審議は継続。
- 3 活字字体整理案*(昭和22・10・1 活字字体整理に関する協議会(文部省))
 - (1) 教科書用の活字の字体を統一し、一般社会でも用いることを狙って、文部省教科書局に設置された「活字字体整理に関する協議会」が検討した774字の案。
 - (2) 「活字の字体が書きとりの基準となるように、楷書との差をできるだけ少なくしておくことが、教育上には必要」という考え方に基づき検討。
- 4 当用漢字音訓表①・当用漢字別表②(昭和23・2・16 内閣告示・訓令)
 - ①: 当用漢字表の各字について、今後使用する音訓を示したもの。
 - ②: 当用漢字表のうち義務教育で扱う881字(いわゆる教育漢字)を掲出。
- 5 当用漢字字体表*(昭和24・4・28 内閣告示・訓令)
 - (1) 「当用漢字表の漢字について、字体の標準を示したもの」として作成。字体は、

「活字字体のもとになる形」で掲出。

- (2) 「まえがき」で「この表の字体は、漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定した」、「字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえとした」と説明。
- (3) 「使用上の注意事項」で「この表の字体は、これを筆写(かい書)の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある。」として、主なものを例示。

6 学年別漢字配当表(「小学校学習指導要領」昭和33年~) 参考資料 1 参照

- (1) 昭和33年から、当用漢字別表の881字を学年別に配当し、明朝体活字で掲出。
- (2) 昭和52年からは、教科書体活字で掲出。小学校の教科書に用いる漢字の字体・字形の標準となるもの。現在は1,006字。

7 常用漢字表 (昭和56・10・1 内閣告示・訓令)

- (1) 「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安」として当用漢字表に95字追加し、1,945字の漢字を掲げる。「明朝体活字のうちの一種を例に用いて現代の通用字体を」掲出。
- (2) 本表の前に「(付)字体についての解説」を掲げ、その「第2 明朝体活字と筆写の楷書との関係について」で、「印刷上と手書き上のそれぞれの習慣の相違に基づく表現の差と見るべきもの」及び筆写の楷書での「いろいろな書き方」について、分類した上で例示。

8 表外漢字字体表 (平成12・12・8 国語審議会答申)

- (1) 「社会生活において表外漢字を使用する場合の字体選択のよりどころ」として印刷文字を対象に作成。常用漢字とともに使われることが比較的多い表外漢字(1,022字)を特定し、その範囲に限って、印刷標準字体を掲出。
- (2) 前文の3「(3)印刷文字字形(明朝体字形)と筆写の楷書字形との関係」において、「同じ字体であっても、印刷文字字形(ここでは明朝体)と筆写の楷書字形とは様々な点で字形上の相違が見られる」として、表外漢字を楷書で筆写する場合にも、常用漢字表の「(付)字体についての解説」の「第2明朝体活字と筆写の楷書との関係について」が参考になると説明。また、上記の相違が字体の違いに及ぶような場合にも、手書き上の習慣に従って筆写することを否定するものではないことを具体的に示すため、幾つかの例を掲出。

9 常用漢字表 (平成22·11·30 内閣告示)

- (1) 「漢字使用の目安」という性格はそのままに、昭和56年の常用漢字表から5字を 削除し、216字を加え、2,136の漢字を掲げたもの。明朝体のうちの一種を例に用い て「印刷文字における現代の通用字体」を掲出。
- (2) 昭和56年と同様,前書きの後に「(付)字体についての解説」を掲げ、その「第2明朝体と筆写の楷書との関係について」で、「印刷文字と手書き文字におけるそれぞれの習慣の相違に基づく表現の差と見るべきもの」及び筆写の楷書での「いろいろな書き方」について、分類した上で例示。
- (3) 追加字種の字体については、原則として「表外漢字字体表」の「印刷標準字体」 (いわゆる康熙字典体が中心)を採用。「字体についての解説」で「筆写の楷書字形 と印刷文字字形の違いが、字体の違いに及ぶもの」を例示。

^{*「}漢字字体資料集(諸案集成2)」(文化庁,平成8)所収